

◆保稅地域における一般的規制①

1. 外国貨物を置く場所の制限
2. 外国貨物を置くことのできる期間
3. 記帳義務
4. 関税納付義務



監視部保稅地域監督官

1. 外国貨物を置く場所の制限

◆ 税関の役割

関的機能

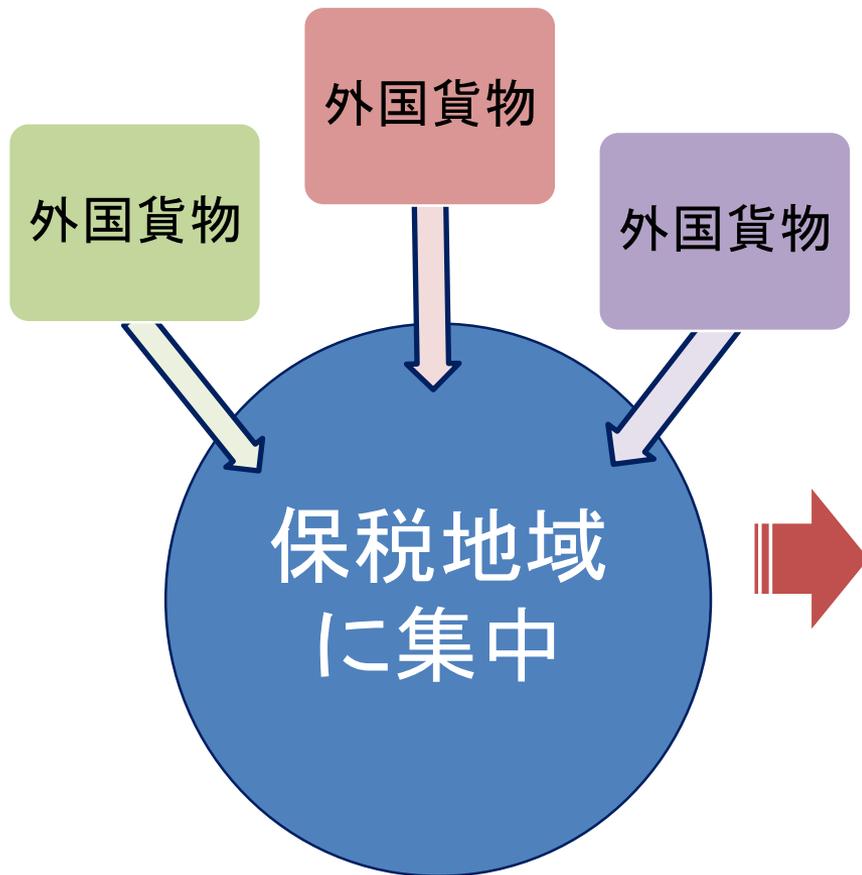
- ・ 輸出入が規制されている物品の不正な輸出入の水際取締
- ・ 輸入: 社会秩序の維持・国民生活の健康や安全の確保等
- ・ 輸出: 国際的な平和維持、環境保護等

税的機能

- ・ 関税や消費税等の税込確保
- ・ 国内産業の保護
- ・ 発展途上国経済援助等

1. 外国貨物を置く場所の制限

◆ 保税制度の役割



- ◆ 効率的かつ効果的な輸出入検査等の実施
- ◆ 輸入貨物を担保とした関税債権の確保
- ◆ 貿易の促進、税関手続きに係る利便性の向上

1. 外国貨物を置く場所の制限

(1) 外国貨物を置く場所の制限(関税法第30条第1項)



外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことはできない

例外

難破貨物(第1号)

保税地域に置くことが困難又は著しく不適當な貨物(第2号)

特定郵便物、刑事訴訟法の規定により押収された物件その他政令で定める貨物(第3号)

信書便物のうち税関長が取締り上支障がないと認めるもの(第4号)

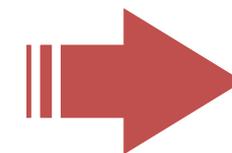
特例輸出貨物(第5号)

1. 外国貨物を置く場所の制限

(2) 保税地域に置くことが困難又は著しく不適當な貨物
(関税法第30条第1項第2号、関税法基本通達30-2)

他所蔵置が認められる貨物

- ・ 巨大重量物
- ・ 大量貨物
- ・ 交通不便
- ・ 腐敗変質・他の貨物を汚損
- ・ 貴重品・危険物・生鮮食料品
- ・ 税関長がやむを得ないと認めたもの



場所・期間
を指定

税関長の許可

許可

他所蔵置の許可は、個々の貨物について保税地域以外の場所に置くことについての**禁止を解除するもの**であり、保税地域以外の場所について特例的に保税地域の機能を持たせるものではない。したがって、対象となる貨物が**物理的に保税地域に置くことが困難な貨物についてのみ**認められる。

1. 外国貨物を置く場所の制限

(3) 他所蔵置に係る保税地域についての規定の準用等 (関税法第36条)

見本の一時持出
(関税法第32条)

公的機関の検査、成分分析等のため
持出(課税上問題がなく、少量のもの
に限定)

外国貨物の廃棄
(関税法第34条)

腐敗、変質等により本来の用途に供さ
れなくなった外国貨物をくずとして処分

関税納付義務
(関税法第45条)

外国貨物の亡失時(紛失・盗難等)に
おける関税の納付義務(倉主責任)

他所蔵置

1. 外国貨物を置く場所の制限

(3) 他所蔵置に係る保税地域についての規定の準用等 (関税法第36条)

・見本の一時的持出(法第32条)

保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。

許可基準

課税上問題がなく、かつ、少量の場合(関基32-1)

持出し手続

見本として持ち出す外国貨物は、税関長の指定する期間内に戻し入れられるものとする。ただし、残余の貨物と一括して輸入許可を受けた場合はこの限りではない。(関基32-1(1))

税関職員、税関職員以外の公務員による見本の採取(関基32-2)

- ◆税関職員が採取した外国貨物を見本を検査のため使用し、若しくは消費する場合
- ◆食品衛生法その他の法律の規定により権限のある公務員が収去した外国貨物とその権限に基づいて使用し、若しくは消費する場合…当該公務員は「見本採取票」(C-5280)3通を税関に提出
→この場合の使用等は輸入とみなさない(関税法施行令第1条の2第3号)
(輸入の許可を受ける必要もなければ、関税等を納付する必要もない)

1. 外国貨物を置く場所の制限

(3) 他所蔵置に係る保税地域についての規定の準用等 (関税法第36条)

・外国貨物の廃棄(法第34条)

保税地域にある外国貨物を**廃棄**しようとする者は、**あらかじめ**その旨を税関に**届け出なければならぬ**。

ただし、関税法第45条第1項ただし書(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定により**減却**について**承認**を受けた場合は、この限りでない。

廃棄の意義及び取扱い(関基23-9、34-1)

- 外国貨物の**廃棄**とは、外国貨物を**減却し**、又は腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物を**くずとして処分すること**
- **減却**とは、焼却等により**貨物の形態をとどめなくすること**

減却⇒当該貨物の残存価値がほとんどないと認められる状態(例えば、空ビン、レコード、電子計算機器等の破壊、穴あけ、切断、碎片若しくは圧縮、塗料等への土砂混入又はフィルム、衣類等の細断)にし、かつ取締上支障がないと認められる場合(関基23-9(4))

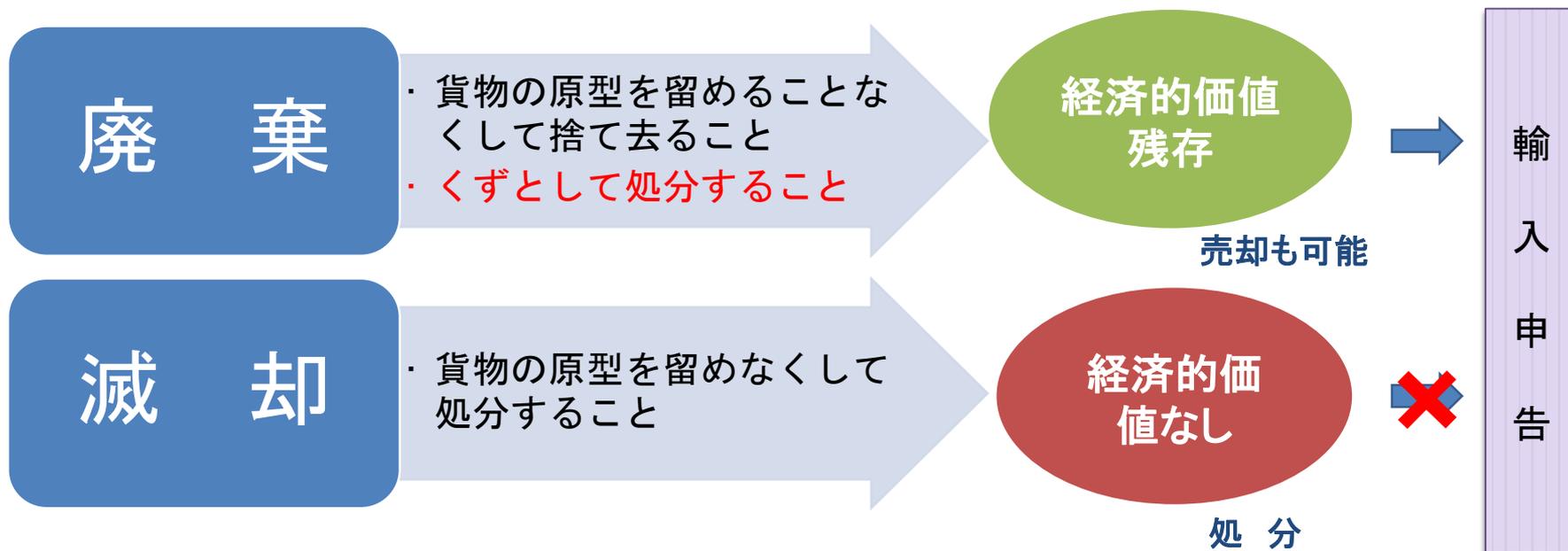
- **廃棄が減却以外の廃棄であるときは、輸入手続きを要する。**

1. 外国貨物を置く場所の制限

・外国貨物の廃棄(法第34条)

廃棄と減却の関係

廃棄も減却も外国貨物本来の価値を減ぜしめる行為



※廃棄は減却を含む概念であり、廃棄の中の一形態として税関長の承認を受け、関税の納付義務が免除される段階まで経済的価値を減少させ処分を行うことが減却。

2. 外国貨物を置くことのできる期間

保税地域の機能等

種 類	機 能	蔵置期間	形 式
指定保税地域	一時蔵置（通関） 点検・改装・仕分	・ 搬入から1ヶ月	財務大臣の指定
保税蔵置場	一時蔵置（通関） 長期蔵置（保管） 点検・改装・仕分	・ 搬入から3ヶ月 ・ 最初に蔵入承認した日 から2年（延長可）	税関長の許可
保税工場	加工・製造 改装・仕分	・ 搬入から3ヶ月 ・ 移入承認した日 から2年（延長可）	
保税展示場	展示・使用 一時蔵置（通関）	・ 税関長が指定する期間	
総合保税地域	上記全て	・ 搬入から3ヶ月 ・ 総保入承認した日 から2年（延長可）	

2. 外国貨物を置くことのできる期間

1. 指定保税地域

意義（関税法第37条第1項）

国、地方公共団体又は管理を行う法人であって政令で定める者が所有し、管理する土地又は建設物その他の施設で、開港又は税関空港において税関手続の簡易、迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し、運搬、又は一時蔵置ができる場所を財務大臣が指定



貨物の収容（関税法第80条第1項）

公共の場所

税関長は、保税地域の利用についてその障害を除き、又は関税の徴収を確保するため、次に掲げる貨物を収容することができる。

第1号 指定保税地域にある外国貨物で、当該指定保税地域に入れた日から1月を経過したもの。

第2号 保税蔵置場にある外国貨物で . . .

第3号 保税工場にある外国貨物で . . .

・
・

2. 外国貨物を置くことのできる期間（指定保税地域）

一か月経過後の措置（関税法基本通達³⁴の2-1（3）ロ）

指定保税地域に搬入された外国貨物のうち毎月の末日現在において1月経過した外国貨物については、当該保税地域の管理者等において調査、確認の上、**「長期蔵置貨物報告書」（税関様式C-3030）**を作成し提出する。

（注）保税蔵置場も同様に3か月を経過するものについて報告が必要

（注）システムにより通知された場合は、**税関において蔵置状況の確認に支障がある場合を除き、提出を省略**することができます。

指定保税地域は、税関手続きの簡易・迅速な処理を図るために一時蔵置できる公共の場所であり、長期間に渡り、貨物を蔵置できる場所ではありません。



2. 外国貨物を置くことのできる期間

2. 保税蔵置場

意義（関税法第42条）



- 外国貨物の積卸し、運搬、蔵置ができる場所として税関長が許可
- 申請に基づき許可
- 許可期間は10年以内の期間を指定  現行 6年を超えないものとする
(関税法基本通達42-10)

外国貨物を置くことの承認（関税法第43条の3）

第1項 保税蔵置場に外国貨物を入れた日から3か月を超えて置く場合は、税関長の承認（蔵入承認：IS）を受けなければならない

例外

関税法基本通達43の3-5

- 他法令の許可・承認が必要な貨物で、主管官庁に手続き中であること
- 承認申請書の添付書類が輸入者の責に帰すべきでない理由により不備であること

 **延長可**

2. 外国貨物を置くことのできる期間（保税蔵置場）

外国貨物を置くことができる期間（関税法第43条の2）

第1項 **最初に**保税蔵置場に外国貨物を置くことが**承認された日**から**2年**とする

第2項
税関長が**特別な事由**があると認めるときは、必要な期間を指定して**前項の期間を延長**することができる

特別な事由とは？

・ 積戻し又は国内引取りが確定しており具体的な搬出予定がある場合

・ 市況の急激な変動により、引き続き蔵置することがやむを得ないと認められる場合

・ ウイスキーの原酒等を熟成のために長期蔵置する場合

・ 船舶又は航空機の部分品等を外国貿易船等の修繕用に蔵置する場合等

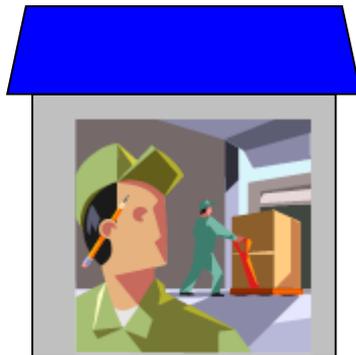
延長可

(関税法基本通達43の2-2)

2. 外国貨物を置くことのできる期間（保税蔵置場）

外国貨物を置くことができる期間（関税法第43条の2）

A 保税蔵置場



搬入後3ヶ月

(①蔵入承認)

保税運送



B 保税蔵置場



搬入後3ヶ月

(②蔵入承認)

最初の蔵入承認 (①) の日から起算して通算2年

2. 外国貨物を置くことのできる期間（保税蔵置場）

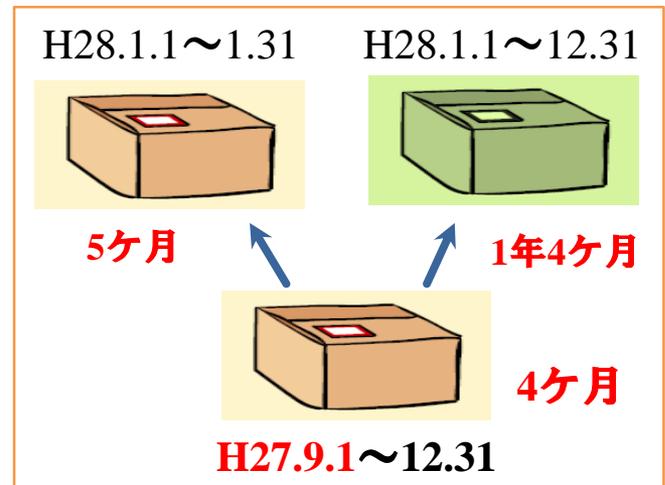
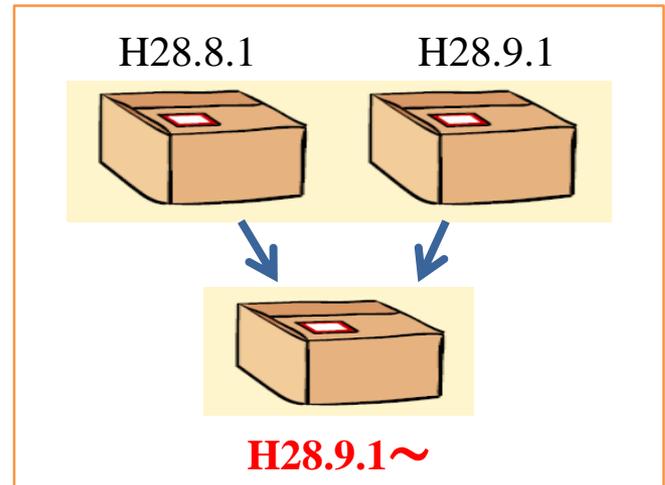
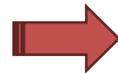
蔵置期間の計算例（関税法基本通達⁴³の2-1（2）（3））

保税蔵置場に置くことの承認を受けた日が異なる2種以上の外国貨物を使用して、改装、仕分けその他の手入れが行われた場合

- ・ 使用された外国貨物のうち、**後に**蔵入れされた貨物に係る当初蔵入承認の日から通算する。

保税蔵置場に置くことの承認を受けた外国貨物が、2以上の保税蔵置場又は保税蔵置場以外の保税地域に置かれることとなった場合

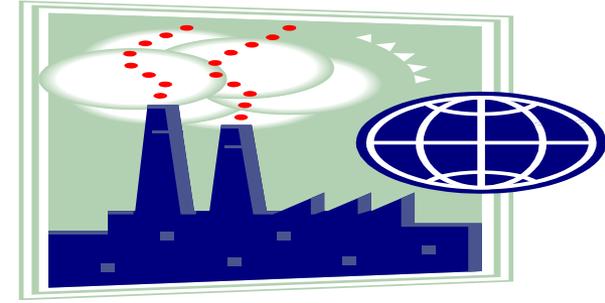
- ・ 最初に保税蔵置場に置くことを承認した日以降、**当該2以上の保税蔵置場に蔵置していた期間を合算する。**



2. 外国貨物を置くことのできる期間

3. 保税工場

意義（関税法第56条）



- 外国貨物の加工、製造（混合）、改装、仕分その他の手入れができる場所として税関長が許可
- 許可期間は10年以内（**現行：6年以内**）（関税法基本通達61の4-1）

外国貨物を置くことができる期間（関税法第57条）

保税工場に保税作業において使用する外国貨物を置くことができる期間は、当該保税工場に当該貨物を保税作業のために置くこと又は当該保税工場において当該貨物を保税作業に使用することが承認（IM承認）された日から2年とする（延長有り）

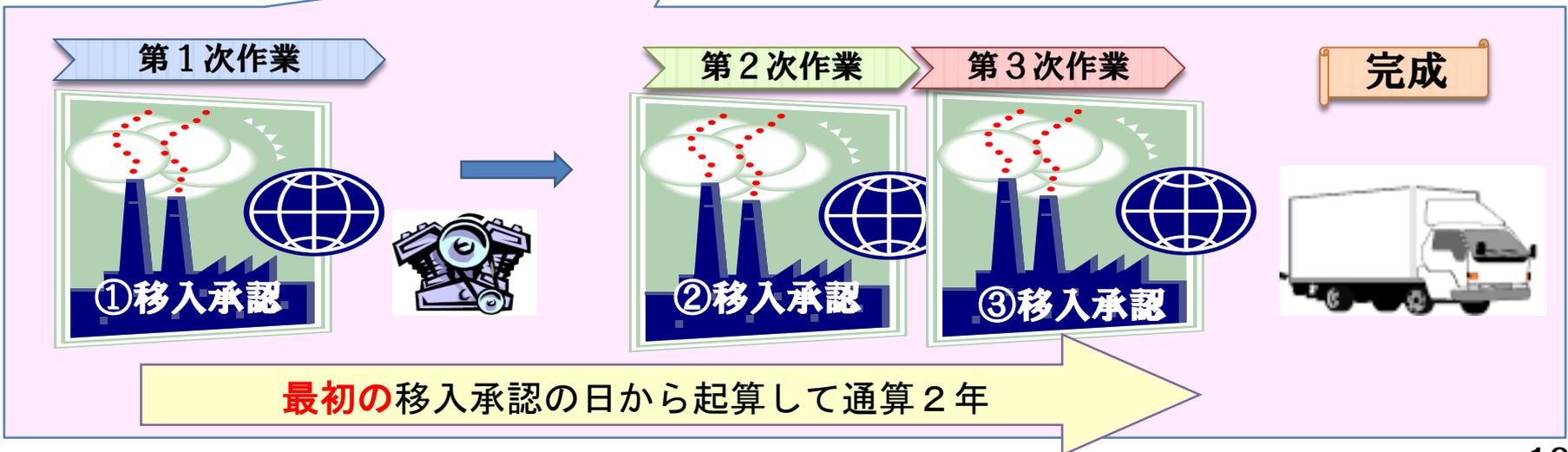
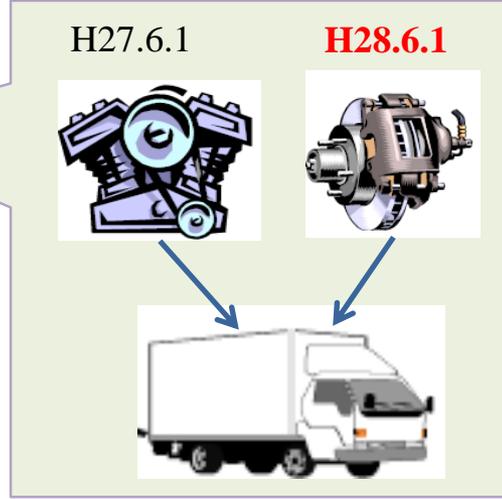
- ・ 船舶建造のような特殊な保税作業で2年ではその製造が完了しない場合
- ・ 製品積戻しは明らかであるが、海外との取引の関係から2年以内に積戻しが完了しないことについてやむを得ない事情がある場合は延長可。（施行令50条の2 蔵置場の準用）

2. 外国貨物を置くことのできる期間（保税工場）

蔵置期間の計算例（関税法基本通達57-1）

保税工場に置くことの承認を受けた日が異なる原材料を**同時に**使用して保税作業を行った場合は、それらの原料品のうち**最後に**承認を受けたものについてのその承認の日から計算する。

同一の法人が許可を受けた保税工場が税関の管轄を異にする2以上の場所にある場合において、当該2以上の保税工場にわたって保税作業が行われた場合における外国貨物の蔵置期間は、第1次保税作業が行われた保税工場において置くことの承認が行われた日から計算するものとする



2. 外国貨物を置くことのできる期間（保税工場）

みなし保税蔵置場（関税法第56条第2項）

保税工場の許可を受けた者は、**当該保税工場において使用する輸入貨物**については、当該貨物を当該保税工場に**入れた日から3月までの期間に限り**、当該保税工場につき**関税法第42条第1項（保税蔵置場の許可）の許可を併せて受けているものとみなす。**

【適用を受ける貨物】（関税法基本通達56-16）

- ・ 当該保税工場で移し入れ承認を受けて保税作業に使用する予定の貨物
- ・ 輸入許可を受けて保税作業に使用する予定の貨物
- ・ これらの原料品と同種の輸入原料品で、輸入の許可を受けて内貨作業に使用する予定の貨物

併設蔵置場（関税法第56条第3項）

併設蔵置場は上記以外の貨物も置くことができる

当該**保税工場の一部の場所**につき、**第42条第1項（保税蔵置場の許可）をあわせて受ける**ことができる。

併設蔵置場＝保税蔵置場ですので、外国貨物を置くことができる期間等も同様となる。

3. 記帳義務

(1) 記帳義務(関税法第34条の2)①

保税地域(保税工場・保税展示場を除く)において貨物を管理する者(許可を受けた者)は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物について、帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない

保税地域の種類	記帳義務者	参 考
指定保税地域	貨物を管理する者	法34の2 令29条の2第1項 関基34の2-2
保税蔵置場	貨物を管理する者	法34の2 令29条の2第1項 関基34の2-2
保税工場	被許可者	法61の3 令50条 関基61の3-1
保税展示場	被許可者	法62の7 令51条の7 関基62の7-2
総合保税地域	貨物管理者	法34の2 令29条の2第2項 関基34の2-2

3. 記帳義務

(1) 記帳義務(関税法第34条の2)②

指定保税地域・保税蔵置場(関税法施行令第29条の2第1項)

- 1号 外国貨物(輸出しようとする貨物を含む)を入れた場合
- 2号 外国貨物を取扱した場合
- 3号 IS承認又は置く期間について税関長の指定を受けた場合
- 4号 輸入の許可を受けた場合
- 5号 輸入の許可前における貨物の引取り承認を受けた場合
- 6号 見本の一時持出許可を受けた場合
- 7号 外国貨物を出した場合



3. 記帳義務

(2) 社内管理規定 (CP=Compliance Program) の整備

目的

- 迅速かつ適正な通関の確保
- 保稅事務の円滑な遂行



基本項目 (関税法基本通達34の2-9)

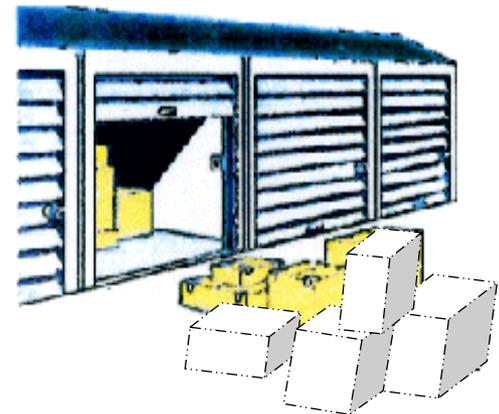
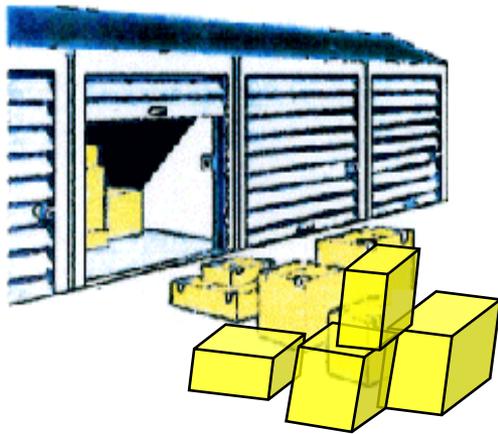
- ❑ 社内管理規定の目的
- ❑ 社内管理責任体制の整備
- ❑ 貨物管理手続体制の整備
- ❑ 貨物保全体制の整備
- ❑ 税関への通報体制の整備
- ❑ 教育訓練体制の整備
- ❑ 評価・監査制度の整備
- ❑ その他留意事項

4. 関税納付義務

倉主責任(関税納付義務:関税法第45条)



保税地域にある外国貨物(輸出の許可を受けた貨物を除く。)が**亡失**し、又は滅却されたときは、当該保税地域の許可を受けた者から、**直ちに**関税を徴収する



4. 関税納付義務

外国貨物の亡失の意義及び取扱い①

(関税法基本通達23-9,45-1)

亡失とは

- ・ 原則として、**貨物が物理的に存在しなくなることをいい**、その原形をある程度とどめている場合であっても、その課税物品の本来の性質、形状、商品価値等を失い、これを事故前の状態に復元するには、新たに製造する場合と同等の行為を要すると認められる状況にある場合をいう

4. 関税納付義務

外国貨物の亡失の意義及び取扱い②

(関税法基本通達23-9, 45-1)

例外

- ・あらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合
- ・災害その他やむを得ない事情により亡失した場合

「災害」とは、震災、風水害等の天災、又は火災その他人為的災害で自己の責任によらないもの

「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずるような理由

誤送や窃盗による盗難は「その他やむを得ない理由」に該当しない！

なぜか？



倉主には貨物の保全義務があるから

お疲れ様でした。

質問があればお願いします。



カスタムくん